

6 川 監 公 第 2 号
令和 6 年 2 月 1 日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和 5 年 1 2 月 5 日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 5 項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一
同 川 上 善 行

(別紙)

5川監第858号
令和6年2月1日

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 川口 洋一 様

同 渡辺 登代美 様

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 川 上 善 行

川崎市職員措置請求について（通知）

令和5年12月5日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第1 監査委員の除斥

本件措置請求において、石田康博監査委員及びかわの忠正監査委員については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

第2 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1（事実証明書は添付省略）のとおり、市が秋田恵元議員（以下「秋田元議員」という。）に対する違法な支出に充てられた政務活動費の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行わせるよう川崎市長に対し勧告することを求めている。

2 請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和5年12月5日付けでこれを受理し、監査対象局を議会局とした。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第242条第7項の規定に基づき、令和5年12月26日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人の陳述の際、同条第8項の規定に基づき、議会局の職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙2のとおりである。

2 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和5年12月26日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に係る考え方」（添付省略）の提出があった。関係職員の陳述の際、同項の規定に基づき、請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙3のとおりである。

3 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づく関係人調査等は、秋田元議員から令和6年1月10日付けで「反論書」の提出があり、当該書面により、本件措置請求に係る事実関係を確認した。

4 監査対象事項

本件政務活動費の支出に関して、市長に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかを監査対象とした。

第4 監査の結果

1 前提事実の確認等

関係各資料の調査の結果、本件に関する前提事実は以下のとおりである。

(1) 政務活動費について

ア 概要

政務活動費は、法第100条第14項から第16項までの規定を根拠とするもので、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成13年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）及び川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成13年川崎市規則第16号。以下「規則」という。）に基づき、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される。市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、川崎市議会が作成した「政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）」によると、その用途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

また、政務活動費の運用の基本的指針として、次の4点が挙げられている。

(ア) 政務活動について

普通地方公共団体の議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定、重要な契約の締結並びに財産の取得及び処分等について議決権を有する。

さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている。こうした中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題、さらには諸外国の動向等に対する広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付するものである。

(イ) 実費弁償の原則

政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則とする。

(ウ) 按分による支出

会派及び議員による、「調査研究その他の活動」（政務活動）と、それ以外の「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」などが渾然一体となつて行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかでない場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適當であり、他の活動の実績に応じて按分し支出する按分の考え方を導入すべきものとする。

(イ) 執行に当たっての原則

政務活動費の使途については、指針によるほか、会派又は交付対象議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び交付対象議員の責任において適正な執行に努めることとする。

政務活動費が公金であることから、使途内容についての透明性確保が求められているため、会派又は交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等に努めることとする。

イ 政務活動費の交付対象と充てることができる経費

政務活動費の交付対象は、条例第3条では、会派及び当該会派の議員で、議員1人当たりにおいて①会派に対して月額450,000円又は②会派・議員に対して、会派に月額50,000円、議員に月額400,000円のいずれかの選択制として、所属議員数を乗じて得た額を会派に交付するとしている。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第10条別表に、次のとおり規定されている。

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等

	民相談を行うのに要する経費	
4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6 資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7 人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8 事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9 事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

ウ 交付等の事務手続の流れ

(ア) 交付申請手続（条例第5条第1項）

政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び交付対象議員は、年度当初に議長を経由して市長に申請する。

(イ) 交付決定（条例第5条第2項）

市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知する。

(ウ) 支出請求（規則第3条、第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、毎月政務活動費の請求を行う。政務活動費は毎月10日に交付される。

(エ) 政務活動費の活用、整理・調製（条例第9条、指針）

政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。また、

交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。政務活動費を活用する際には、支出伝票の作成、領収書等の整理（支出伝票に貼付等）、会計帳簿の記帳等を行う。また、四半期ごとに支出伝票、領収書等、会計帳簿等の整理・調製を行う。

(ロ) 収支報告書等の提出（条例第11条、指針）

会派の代表者及び交付対象議員は、交付翌年度の4月30日までに、交付に係る収入及び支出について議長に報告する。この場合、収支報告書のほか、支出伝票一覧表（写し）、支出伝票（写し）、領収書等（写し）、政務活動記録票（写し）等を提出する。議長はこれらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出する。

(カ) 剰余金の返還（条例第12条、規則第11条）

交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行う。

(キ) 議会局による点検・確認作業、閲覧準備等（指針）

議会局は、会派の代表者又は交付対象議員から提出された収支報告書等を閲覧に供するに当たり、記載・押印漏れ、添付書類の不備、費用弁償との重複、按分率等の説明漏れ及び合計額等の確認などの形式的要件の確認を行うとともに、個人情報へのマスキングを行う。

(ク) 収支報告書等の閲覧（条例第15条、規則第14条）

議長は、交付翌年度の6月30日から収支報告書等を一般の閲覧に供する。

(ケ) 関係帳簿の保管（規則第9条、指針）

会派の経理責任者及び交付対象議員は、収支報告書、支出伝票一覧表、支出伝票、領収書等、会計帳簿関係書類、事務所台帳等を収支報告書提出日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管する。

(2) 秋田元議員による支出について

請求人が対象としている令和4年度の政務活動費の支出は、次のとおりである。

ア 広報・広聴費として、個人名義の事業者（以下「A氏」という。）に対し、令和4年6月22日付けで市政報告作成費の312,300円（以下「本件市政報告作成費」という。）を支出し、また、株式会社ミッドウィン（以下「B社」という。）に対し、令和4年7月19日付けで市政報告配布費の129,896円（以下「本件市政報告配布費」という。）を支出した（本件市政報告作成費と本件市政報告配布費を合わせて、以下「本件広報・広聴費」という。）。

イ 事務所費として、事務所家賃の合計544,923円（令和4年4月1日～同年6月22日分、以下「本件事務所費」という。）を支出した。

2 監査委員の判断

(1) 政務活動費の性格について

法第100条第14項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」とし、条例第2条では、「会派（所属議員が1人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」としている。

政務調査費に関しては、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁第三小法廷平成22年3月23日判決）とされ、その執行について「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁第一小法廷平成21年12月17日判決）とされている。

これらの判例の趣旨を踏まえると、政務調査費の後身である政務活動費は、関係法令を遵守するとともに、政務活動費をどのように使用するかは、会派及び議員の自主性が尊重されなければならない一方で、政務活動費が市の公金であることから、使途内容について透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

(2) 本件各支出の違法又は不当性に係る主張及び証拠提出について

政務活動費の交付を受けた議員に対する不当利得返還請求権を行使するよう、普通地方公共団体の長に対して勧告するよう求める住民監査請求による監査において、当該政務活動費が指針に適合しない使途に充てられたこと（当該議員の支出が指針に適合しないこと）は、不当利得返還請求権の発生原因事実であるから、まず、当該請求権があると主張する者（住民）において主張し、証拠（事実証明書）を提出すべきものといえる。

ところで、法及び条例によれば、議員は、政務活動に係る収支について、政務活動費の収入及び支出の総額、支出項目別の額及び当該項目ごとの主たる内容を記載した収支報告書を提出するとともに、これに領収書その他の書類を添付しなければならないとされている（法第100条第15項、条例第11条第1項及び第2項）から、住民は上記収支報告書の写しを入手する等の方法により、政務活動費の支出の内容を概括的に知ることができる。

そうすると、住民により、その知り得た支出内容から、例えば少なくとも指針に反する支出であることを示すなどして、当該支出が指針に反する疑いがあることを

基礎づける事実が示されたときには、当該各支出の具体的な用途を最もよく知る当該議員は、関係人調査（法第199条第8項）において、自ら、当該支出が指針に適合しないとはいえないことを基礎づける事実について主張して証拠を提出すべきであって、当該議員において、そのような主張及び証拠提出を怠ったときは、そのような活動自体も総合的に斟酌した上で、当該支出が指針に適合しないといえるかどうかを判断すべきであると思料する。

かかる観点から、本件各支出の違法性・不当性について、以下、検討する。

(3) 本件各支出が違法又は不当であるかについて

ア 本件広報・広聴費について

請求人は、本件市政報告作成費について、支出先であるA氏が印刷業者として現認、発見するのは困難な業者であること等から業者の選定の経緯、金額に不当性があるとして、その支出は認められない旨を主張し、また、本件市政報告配布費について、本件市政報告作成費が認められない以上、その支出も認められない旨を主張している。

以下、本件広報・広聴費の支出が違法又は不当といえるかについて検討する。

(ア) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は、以下のとおりである。

秋田元議員によると、本件市政報告作成費に係る委託先業者としてA氏を選定した理由について、A氏は個人事業主として事業を行い、豊富な実績から営業方針として得意顧客とその紹介先の仕事のみを対象に事業を展開していて広告は積極的に行っていないが、秋田元議員が政務活動において重視している地域活動の重要性を理解する感性や価値観を持っていることから、市政報告について秋田元議員が伝えたい事を的確に反映し、読んだ人に分かりやすいものにする可以考虑と選定したとのことであった。

なお、本件市政報告作成費の対象となった成果物は、「秋田めぐみ市政報告」として、その写しが提出されている（秋田元議員提出資料添付2）。

次に、秋田元議員によると、本件市政報告配布費については、「秋田めぐみ市政報告」を幸区内で配布するための費用であり、また、「秋田めぐみ市政報告」を秋田元議員の政務活動事務所で保管、管理、配布等するための費用であるとしている。

(イ) 判断

指針によると、「広報・広聴費は、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費」としている。

本件市政報告作成費については、A氏から秋田元議員に宛てた請求書には内訳、単価、数量等が詳しく記載されているほか、当該支出の対象となった成果物はいずれも現実に作成されているものと認められ、本件市政報告配布費についても、B社から秋田元議員に宛てた請求書には内訳、単価、配布数等が詳しく記載されており、その他、本件広報・広聴費における支出が不適切であると認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件広報・広聴費の支出が違法であるとして、市長において財産管理を怠る事実があるとする請求人の主張は理由がない。

イ 本件事務所費について

請求人は、本件事務所費の支出について、秋田元議員の事務所は賃借料が高額であり、秋田元議員の看板などが設置されておらず、表札等もないため、事務所としての形態を備えているものとはいえないものであること、また、事務所には常勤事務員がいないことなどから、当該支出が違法である旨主張している。

以下、本件事務所費の支出が違法又は不当といえるかについて検討する。

(7) 調査結果

関係人の提出資料及び調査並びに関係職員の陳述によって認められた事実は、以下のとおりである（秋田元議員が本件監査において事務所の内外を撮影した写真等の新たな証拠を提出しなかったため、令和3年8月25日付けで受理し、同年10月22日付け3川監第597号で結果を公表した監査（以下「前々回監査」という。）及び令和4年9月7日付けで受理し、同年11月4日付け4川監第584号で結果を公表した監査（以下「前回監査」という。）の際に秋田元議員が提出した資料等を準用することを含むものとする。）。

秋田元議員の事務所は、幸区中幸町の3階建ての建物内にあり、賃借料月額199,000円で同建物の1階101号室、2階201号室の2部屋（計43.69㎡）を令和元年12月15日から、川崎市議会議員事務所及び市民コミュニティとして借り受けている（前回監査の秋田元議員資料別添16）。

a 101号室の室内状況

前々回監査で秋田元議員から提出された101号室内の写真によれば、ポスター、机、いす、パソコンなどが設置されている。なお、元美容室であったものを居抜きで借り受けているものであり、一般道路側の玄関は元美容室のものとして使用されていたもので、閉じたままとなっており、事務所の出入り口としては同建物の別の入口から入った内廊下側の入口を使用しており、この入口ドアの外側に秋田元議員のポスターが張られていた（前々回監査の秋田元議員資料別紙b）。

b 201号室の室内状況

前々回監査の際の201号室内の写真によれば、ポスター、ソファー、ローテーブル、パソコンなどが設置されていた（前々回監査の秋田元議員資料別紙c）。

c 前回監査時点までの状況

前回監査において、秋田元議員によると、一般道路から上記事務所を見た際には、秋田元議員の事務所であることを示す表示も、ポスト、インターフォンにも何らの表示もないという事務所の外観について、大きな変更はないとのことであり、また、101号室及び201号室共に、資料や備品等の持ち出し、移動等、時間の経過と共に使用状況によって多少なりとも部屋の状況は異なるとしながらも、概ね変更はないとしていた。

d 秋田元議員の事務所使用状況

前回監査において、秋田元議員によると、201号室では、個人情報等の機密性の高い文書を保管するほか、議会原稿をはじめとした書類作成等を中心とする政務活動を行い、101号室では、新型コロナウイルス感染症のまん延により、非接触手段での対応が必要となる中、オンラインによる手法も交えた来客対応や議案政策研究等を中心とする政務活動を行っていたとしていた。

(イ) 判断

指針によると、「事務所費は、会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費であり、賃借料を支出することができるのは事務所としての形態を備えているものに限り、事務所としての実体は、使用実績・看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容、賃借目的等諸般の事情を総合的に考慮して判断する」としている。

請求人は、前記のとおり、秋田元議員の事務所は賃借料が高額であり、秋田元議員の看板などが設置されておらず、表札等もないため、事務所としての形態を備えているものとはいえないものであること、また、事務所には常勤事務員がいないことなどから、本件事務所費の支出は違法である旨主張している。

まず、101号室について、前々回監査時点においては、前記第4の2(3)イ(ア)a記載のとおり、秋田元議員の事務所が入った建物外側には、看板、ポストの表札などがなく、外観上事務所としての形態を備えていたとは認め難いものの、同建物の別の入口から入った内廊下のドアの外側には、秋田元議員のポスターが貼られ、部屋内には、机、いす、コピー機、パソコンなどの

備品が設置されており、常勤事務員はいないものの、事務所として一定の形態を整えていたことが認められる。上記の状況について、前回監査結果によれば、前記第4の2(3)イ(ア) cの記載から、令和3年度中において概ね変更がないと推認したところであり、このような状況が後に変更された事実も確認できない。

そうすると、101号室については、時間的に接する本件監査の対象期間（令和4年4月1日から同年6月22日まで）においても、事務所として一定の形態を備えていたと推認するのが合理的である。

次に、201号室について、前記第4の2(3)イ(ア) b記載のとおり、前々回監査において提出された写真によれば、ソファとローテーブルのほか、ファイルが入った本棚、コピー機、パソコンなどの備品が設置されていたところ、前回監査結果によれば、当該写真の推認される撮影時期からすると、令和3年7月9日以降、事務所として一定の形態を整えていたと推認される。そして、前回監査結果によれば、前記第4の2(3)イ(ア) cの記載から、令和3年度中において概ね変更がないと推認したところであり、このような状況が後に変更された事実も確認できない。

そうすると、201号室についても、時間的に接する本件監査の対象期間（令和4年4月1日から同年6月22日まで）においても、事務所として一定の形態を備えていたと推認するのが合理的である。

その他、101号室及び201号室において、政務活動以外に使用したと認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件事務所費の支出が違法であるとして、市長において財産管理を怠る事実があるとする請求人の主張は理由がない。

(4) 結論

以上のとおり、本件各支出についていずれも違法又は不当と認めることはできないから、請求人の上記各主張はいずれも採用できない。

よって、本件措置請求はこれを棄却する。

4 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

政務活動費は、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、会派及び議員は、その金額の根拠や用途について市民に一定の説明責任を負うことを認識し

て、適正に使用することが求められている。

会派及び議員においては、引き続き、政務活動費が公金であることを意識し、金額の根拠や使途内容についての透明性を確保し、市民への説明責任を果たすことができるよう、支出伝票及び政務活動記録票等における説明の充実等を望むものであり、また、政務活動費として充てた支出について、その見積書を提出する等して、当該金額の根拠を説明できるようにしておくことを望むものである。

川崎市職員措置請求書

2023年12月5日

川崎市監査委員 殿

請求人

住所 〒210-8544

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2

ソシオ砂子ビル7階

川崎合同法律事務所内

電話044-211-0121

FAX 044-211-0123

氏名 かわさき市民オンブズマン

代表幹事 川口 洋一

同 渡辺 登代美

第1 請求の趣旨

秋田恵に対し、政務活動費987,119円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

第2 請求の原因

1 対象となる財務会計行為

秋田恵は、令和4年度、広報・広聴費として、■■■■氏（以下「■■■■氏」という。）に対し、2022（令和4）年6月21日付請求書（資料1の1）に基づき、同年6月22日に312,300円を政務活動費から支出し（資料1の2、資料1の3）、株式会社ミッドウィンに対し、2022年6月30日付請求書（資料1の4）に基づき、同年7月19日に129,896円を政務活動費から支出した（資料1の5、資料1の6）。

また、秋田恵は、令和4年度、事務所費として、2022（令和4）年4月1日から2022（令和4）年6月30日までの分の事務所家賃として、合計544,923円を支出した（資料2の1ないし資料2の3）。

2 財務会計行為の違法性

(1) 序論

政務活動費は、地方議会の活性化を図ることを目的とする、地方自治法第100条14項に基づき制定された「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」に基づき、会派及び議員に対し議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものである。政務活動費については「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて情報公開を促進する観点から、その用途の透明性を確保することが重要」（第147回通常国会での衆議院地方行政委員長の提案説明）とされており、「議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければ

ならない。」(川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第2条抜粋)とされている。

したがって、政務活動費の使用には、強い透明性と適正さが求められる。

(2) 秋田恵に対するもの

ア 秋田恵議員の支出内容

秋田恵議員は、令和4年度、広報・広聴費として、■■■■氏に対し、2022(令和4)年6月22日に312,300円を政務活動費から支出し、株式会社ミッドウィンに対し、同年7月19日に129,896円を政務活動費から支出している。

また、秋田恵議員は、令和4年度、事務所費として、合計544,923円を政務活動費から支出している。

イ 広報・広聴費について

政務活動費の使用には、強い透明性と適正さが求められ、「政務活動費の運用指針」(川崎市議会平成26年12月18日改定)18頁でも「作成業務の委託は、委託先の選定理由及び委託内容を明確にした上で、契約を締結」することが求められている。

したがって、委託先業者の選定に疑義があり、または委託内容が社会常識的に高額であるなどといった場合は、政務活動費としての支出は適当でなく認められない。

秋田恵議員が印刷等を委託した■■■■氏は、請求書に「しゅうしんいんさつ★」との記載がある(資料1の1)が、法人であるのか個人事業主であるのかも不明である上、インターネット上等においても業務についての広告などは見つけることができず、印刷業者として現認、発見するのは困難な業者であった。

したがって、特別の理由がなければ通常は選定しないような業者であり、委託先業者選定の透明性に疑義が感じられる。

さらに、本件支出に関する見積書、契約書、成果物等が公開されていないため、その作業内容が不明で、支出の詳細を確認することができず、非常に高額である疑義がある。

以上の点を総合的に考慮すると、秋田恵議員の市政報告紙作成についての本件支出は、業者の選定の経緯、金額に不当性があり、政務活動費として求められる透明性・適正性に反するため、その支出は認められない。

そして、秋田恵議員の市政報告紙作成についての本件支出が、業者の選定の経緯、金額に不当性があり、政務活動費として求められる透明性・適正性に反するため、認められない以上、その市政報告配布費の支出も認められない。

ウ 事務所費について

「政務活動費の運用指針」(川崎市議会平成26年12月18日改定)9頁30頁は、事務所費について、「事務所費は、会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費」であり、賃借料、維持管理費等を支出することができるのは、「事務所としての形態を備えているものに限る。事務所としての実体については、使用実績・看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容、賃借目的等諸般の事情を総合的に考慮して判断する。」としている。

秋田恵議員の事務所は、賃料が高額であり、議員事務所としての看板などは設置されておらず、ポスト及びインターフォンにも何らの記載がなく、表札等もないため、外観からは事務所として認識できず(資料3の1、資料3の2)、事務所としての形態を備えているものということとはできない。

2022年11月4日付川崎市職員措置請求について(通知)(4川監第584号)(資料4)によれば、一般道路から上記事務所を見た際には、秋田前議員の事務所であることを示す表示も、ポスト、インターフォンにも何らの表示もないという事務所の外観について、大きな変更はなく(資料4・10頁)、外観上事務所としての形態を備えているとは認め難い(資料4・12頁)。そのため、外観から秋田恵議員の議員事務所として認識することはできない。

また、秋田恵議員の事務所には常勤事務員はいない。

以上より、建物全体として事務所費としての支出は、川崎市条例10条における「政務活動に資するため必要な経費」に該当せず、違法な支出である。

3 川崎市長の怠る事実について

川崎市長は地方自治法第148条により、自治体の事務を管理し及びこれを執行することになっており、加えて同法第149条5号では会計を監督し、同6号では財産を取得し、管理し、及び処分することが市長の事務となっている。

また、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」第5条は市長の交付決定権を定めるとともに、第13条は市長に対し、「会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定め違反したものであると認めるときは、当該交付の決定の全部または一部を取り消し」と市長の潜在的調査権につき定め、さらに第14条では交付の決定を取り消したときの返還命令権について定めている。

したがって、市長はその提出された収支報告書が適正であるかどうかについて調査し、問題があれば決定を取り消し、返還命令権を行使する責務を有する。

しかし、川崎市長により本件支出について、政務活動費の支出が適正か調査された形跡はない。川崎市長は、政務活動費の支出を適正にする義務を怠り多額の違法支出の存在を放置しており、財産管理を怠る事実の存在は明らかである。

4 請求者

請求者「かわさき市民オンブズマン」は、川崎市や市議会の行政運営に対し、自覚的な市民意識を大切にし、住民自治を発展させ、公正で活力ある社会の実現をめざし1997年に結成された市民団体であり、川崎市の行財政運営に対するチェック機能の問題点と今後のあり方について、行政監査、議会等につき市民的チェックの視点から調査、研究し、積極的な提言を行い、川崎市内各地域に行政監視のネットワークを広めることを主な活動内容とする団体である。

5 地方自治法第242条第1項の規定により、以下の添付資料を添え、必要な措置を請求する。

以上

添付資料

別紙証拠説明書のとおり

※氏名を除き、原文のまま

請求人の陳述（要旨）

それでは、秋田恵元議員の政務活動費に関して意見陳述する。

政務活動費の支出は、強い透明性、適正さが求められ、調査研究費とか広報・広聴費のところにもあるが、委託先業者の選定に疑義があるとか、委託内容が不自然、不合理であるとか、社会常識的に高額であるなどといった場合は、政務活動費としての支出は適当ではない。

今回、秋田恵議員が印刷等を委託した業者は、請求書に「しゅうしんいんさつ★」という記載があるが、法人であるのか個人事業主であるのかも不明である。本件住民監査請求提起後も、請求人はインターネット上等において当該業者を探しているが、見つけることはできておらず、業務についての広告などを見つけることができず、印刷業者として現認、発見するのは困難な業者もしくは個人事業主だったと言わざるを得ない。したがって、特別の理由がなければ通常は選定しないような業者であって、委託先業者選定の透明性に疑義が感じられる。

さらに、本件支出に対する見積書、契約書、成果物等が公開されていないため、その作業内容も不明で、支出の詳細を確認することができず、非常に高額であり、疑義がある。

また、政務活動費の運用指針 18 ページによれば、政務活動と無関係な内容が含まれている場合、「紙面の面積に応じ適切に按分し、その限度で支出可能」との記載があるが、秋田恵議員の支出伝票の備考欄には按分率が記載されていないし、本件支出に対する成果物等は公開されていないので、政務活動と無関係な内容等が含まれているのか、紙面の面積に応じ適切に按分されているかなどをやはり確認することができない。

したがって、秋田恵議員の市政報告については、その作成費、配布費も含めて支出は認められないものである。

次に、事務所費については、政務活動費の運用指針 30 ページでは、賃借料、維持管理費等を支出することができるのは、「事務所としての形態を備えているものに限る。事務所としての実体については、使用実績・看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容、賃借目的等諸般の事情を総合的に考慮して判断する」と記載されている。

措置要求書の資料 3 の 1 と 3 の 2 から明らかなおり、秋田恵議員の事務所としての看板などは設置されておらず、ポスト及びインターフォンにも何らの記載がなく、表札等もないので、議員の事務所ではなく、一般的な建物と変わらないものと言える。また、秋田恵議員の事務所に常勤事務員はいない。

2022年11月4日付け「川崎市職員措置請求について（通知）」（4川監第584号）、資料4においても、「一般道路から上記事務所を見た際には、秋田前議員の事務所であるということを示す表示も、ポスト、インターフォンにも何らの表示もないという事務所の外観について、大きな変更はない」、「外観上、事務所としての形態を備えているとは

認め難い」、そのため、外観から秋田議員の議員事務所として認識することはできない。

また、資料2の1、2の2、2の3からすれば、秋田恵議員が議員事務所とする建物の賃貸人は、株式会社西田土地建物と考えられるが、賃貸借契約書及びその他の関係資料が公開されていないことも踏まえれば、詳細不明な賃貸借契約において賃料は19万9,000円となっており、賃料が高額と言わざるを得ない。

したがって、秋田恵議員が議員事務所とする建物は事務所としての形態を備えていないと言わざるを得ず、賃料も高額であって、違法な支出であると言わざるを得ない。

なお、今までの住民監査請求についての監査結果の中には、「川崎市職員措置請求について（通知）」（3川監第597号）のように、秋田恵議員に支出した事務所費に係る政務活動費のうち、一部の支出が違法であるとの請求人の主張には理由があると判断されたものもあるということは付言する。

以上で意見陳述を終える。

※請求人の請求内容を補足した陳述の要旨をまとめている。

関係職員の陳述（要旨）

それでは、議会局の住民監査請求に係る考え方について説明を行う。

初めに、「1 政務活動費の概要」について説明する。

政務調査費は、平成12年5月の地方自治法（以下「法」という。）の改正により制度化され、平成13年4月から施行されることとなった。これは、地方議会の果たす役割がますます増大するという流れの中で、地方議会の活性化を図るため、会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、地方議会議員の調査研究活動基盤の充実を図ることとされたものである。その後、平成24年に、従来調査研究活動として認められていなかった対外的な陳情活動などのための旅費や交通費、会議に要する経費などにも使途が拡大できるようにされ、名称も政務活動費と変更された。

川崎市議会では、平成13年4月1日に「川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例」を施行して以来、数回改正を行い、令和2年6月30日からは、政務活動費に係る収支報告書の市議会ホームページでの公開を開始している。

政務活動費の交付の対象、額、交付の方法、具体的に充てることができる経費の範囲については、法により条例で定めることとなっている。本市では、法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」（以下「条例」という。）、また、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）を制定し、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付している。

この政務活動費の制度は、会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、政務活動費が公金であることから、その使途について透明性の確保や市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

次に、「2 政務活動費の性格」について説明する。

法第100条第14項は、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。」と規定している。

実際の会派や議員が行う調査研究その他の活動の内容を考えると、議会が、長その他執行機関を監視する責務を負っていることから、自ずと執行機関に対する批判や監視という性格となる。このことについて、平成21年12月17日最高裁判所第一小法廷判決では、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自

律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある」とし、政務調査費条例は、「政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示している。

また、平成22年3月23日最高裁判所第三小法廷判決での、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」との判示を踏まえると、政務活動費は、法の規定に基づく条例、規則における用途基準の範囲内で使わなければならないことは当然として、政務活動費をどのように使用するかについては、会派及び議員の自主性を尊重し、その裁量に委ねるといのが法及び条例の趣旨であると考えられる。

一方、政務活動費については、法第100条第16項で、議長が用途の透明性の確保に努めることが規定されているとともに、平成26年10月29日最高裁判所第二小法廷判決では、「政務調査費によって費用を支弁して行う調査研究活動の自由をある程度犠牲にしても、政務調査費の用途の透明性の確保を優先させるという政策判断がされた結果と見るべきものである。」として、用途の透明性の確保が議員の調査研究活動の自由より優先されることが判示されており、会派及び議員は、政務活動費の用途について、市民への説明責任を適切に果たし、用途の透明性を確保する必要があるものと言える。

次に、「3 本市の条例、規則の内容」について説明する。

初めに、(1) 交付対象及び交付額であるが、条例第3条では、交付対象は、会派又は会派と会派所属議員（交付対象議員）の選択制とし、交付月額は、会派を選択した場合は、議員1人当たり45万円、会派と会派所属議員を選択した場合は、会派分が所属議員1人当たり5万円、議員分が40万円としている。

次に、(2) 会派及び議員の責務であるが、条例第2条では、所属議員が1人である場合も含む会派及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならないと規定している。

次に、(3) 支出の基準であるが、政務活動費の用途については、条例第10条において、政務活動（調査研究、研修、広報、市民相談を含む広聴、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。）に資するため必要な経費に対して交付することとされており、具体的には政務活動費で支出できる経費を別表にて掲示し、調査研究費から事務所費までの9項目を定めている。

次に、(4) 収支報告書等の提出と閲覧であるが、条例第11条では、前年度の交付に係る収支報告書を作成し、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しを添え

て、毎年4月30日までに議長に提出しなければならないとしている。また、条例第15条では、「収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報が記録されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない。」とし、規則第14条では、「収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から、議会局において行うものとする。」としている。

次に、(5) 交付の決定の取消しと返還命令であるが、交付の決定の取消しについては、条例第13条で、「市長は、政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定め違反したものであると認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し」、条例第14条では、「既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。」としている。

次に、「4 本市の運用指針の内容」について説明する。

本市の「政務活動費の運用指針」（以下「指針」という。）は、平成19年度の5万円以上の領収書の添付を義務づける本市条例の改正に併せて策定されて以降、数回の改正を経て、平成26年度から現在の指針を適用している。

指針は、市長が定めたものではなく、本市議会の全会派から選ばれた議員及び無所属議員から成る政務調査費検討プロジェクトにおいて、会派・議員の政務調査費の支出に係る判断をする際の拠り所とするため、当時の他都市の運用指針や裁判例等を参考にしながら議論し作成したもので、今日まで会派・議員は、この指針を踏まえて政務活動費の具体的な支出について判断している。

なお、会派及び議員の調査研究活動及びその方法は多岐にわたるため、指針は全ての事例が網羅できているものではない。したがって、会派及び議員は、条例・規則の趣旨に沿って、裁判例等をも参考にしながら、個々の具体的な支出の適合性について総合的に判断していく必要がある。

次に、(1) 指針の特徴について説明する。指針では、領収書等を的確かつ分かりやすく整理し保存するため、全ての支出に対して、経費区分、支出年月日、支出先、用途内容等を記入する支出伝票を提出することにしており、そのほかに支出伝票一覧表、さらに支出の透明性を高めるために、支出伝票の記載だけでは支出内容が明確にならない場合には、政務活動記録票を作成するなど、収支報告書の提出に当たっては多くの書類の提出が必要であり、結果として、会派及び議員の提出作業と、議会局の点検・確認作業がともに膨大なものになってしまうが、より透明性が図られているものと考えている。

次に、(2) 政務活動費の運用の基本的指針について説明する。

ア、政務活動について、普通地方公共団体の議会は、条例の制定・改廃等様々な議決権を有し、さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える

政治的、行政的諸課題等広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付している。

イ、実費弁償の原則について、政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則としている。

ウ、按分による支出について、会派及び議員による調査研究その他の活動（政務活動）と、それ以外の政党活動、選挙活動、後援会活動などが渾然一体となつて行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかでない場合は、全額を政務活動費によって支出することは不相当であり、他の活動の実績に応じて按分し支出している。

エ、執行に当たつての原則について、政務活動費の用途については、指針によるほか、会派又は議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び議員の責任において適正な執行に努めることとされている。また、政務活動費が公金であることから、用途内容等についての透明性の確保が求められているため、会派又は議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票などにおける説明の充実に努めることとされている。

次に、「5 政務活動費の支出範囲と支出できない経費」について説明する。

指針では、条例第10条別表の以下に示す9種類の経費区分ごとに支出の考えを記載している。また、政務活動費を充てることができない支出不可の経費も記載している。

(1) 調査研究費は、会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費である。

(2) 研修費は、会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費である。

(3) 広報・広聴費は、会派又は交付対象議員がその活動もしくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取もしくは市民相談を行うのに要する経費である。

(4) 要請・陳情活動費は、会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費である。

(5) 会議費は、会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費である。

(6) 資料費は、会派又は交付対象議員がその活動に必要な資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費である。

(7) 人件費は、会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費である。

(8) 事務費は、会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費である。

(9) 事務所費は、会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に

要する経費である。

(10) は、支出不可としている経費で、アでは、せん別、慶弔、寸志、病気見舞い、年賀状の購入及び印刷代金等の交際費的な経費、イでは、党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会に参加するための旅費等の政党又は政治団体の構成員としての活動に属する経費、ウでは、会議、会合等の開催に伴う茶菓代以外の飲食に係る経費、エでは、選挙活動に係る経費、オでは、後援会活動に係る経費、カでは、私人としての活動に係る経費を記載している。

次に、「6 政務活動費の事務の流れ」について説明する。

(1) 交付申請について、条例第5条では、会派の代表者及び交付対象議員は、政務活動費の交付を受けようとするとき、議長を経由して市長に申請しなければならないとされている。

(2) 交付決定について、条例第5条では、市長は、交付申請があった場合において、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知しなければならないとされている。

(3) 支出請求について、規則第3条及び第8条では、会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、政務活動費の請求を行うこととされ、交付は毎月10日とされている。

(4) 政務活動費の活用、整理・調製について、条例第9条等では、政務活動費の交付を受けている会派・議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならないとされ、政務活動費を使用する際には、支出伝票の作成、領収書等の整理、会計帳簿の記帳等を行い、四半期ごとに支出伝票、領収書、会計帳簿等の整理・調製を行うとされている。

(5) 収支報告書等の提出について、条例第11条等では、会派の代表者及び交付対象議員は、交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日までに、交付に係る収入及び支出についての報告書を支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しとともに議長に提出し、議長はこれらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出することとされている。

(6) 剰余金の返還について、条例第12条及び規則第11条では、交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行うとされている。

(7) 議会局による点検・確認作業、閲覧準備について、こちらは次の項目で説明をする。

(8) 収支報告書等の閲覧について、条例第15条及び規則第14条では、議長は、交付翌年度の6月30日から収支報告書等を一般の閲覧に供することとされている。

次に、「7 議会局による点検・確認作業、閲覧準備について」を説明する。

議会局による点検・確認作業では、会派及び交付対象議員から提出された収支報告書

や領収書等により点検・確認を行うが、政務活動費の性格や本市の指針の策定経過から、その政務活動の内容自体を議会局が確認するものではない。このため、議会局では、会派及び交付対象議員から提出された収支報告書や領収書その他の支出を証明する書類を閲覧に供するに当たり、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤りの確認のほか、書類の記載内容、充当金額や数字の転記・合計額等の誤りなどの経理内容、押印漏れ、添付書類の不備等形式的要件の点検・確認を行っている。

また、支出を証明する書類の提出に当たっては、市政の調査研究活動との関連性を明確に位置づけるために、書類上で自ら分かりやすく説明を行うよう促すとともに、多岐にわたる市政の調査研究活動が調査研究に資するために必要な経費であるかについては、条例、指針、裁判例等を参考にしながら、会派及び交付対象議員が自ら適正な判断を行っていただけるようにサポートをしている。

(1) 四半期ごとの整理について、会派及び交付対象議員は四半期ごとに、支出伝票や領収書、会計帳簿等の整理を行っており、この時点で書類のそろえ方や記載方法等の問合せも多くある。

(2) 収支報告書等の提出について、会派及び交付対象議員は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日までに収支報告書と支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しを議長宛てに提出する。

(3) 5月から6月の議会局による点検・確認作業、閲覧準備について、収支報告書等の提出後、議会局では書類の点検・確認作業を6月30日の閲覧開始に間に合うように行う。なお、この点検・確認作業において、広報紙に関する支出があった場合には、指針では、広報紙等の作成及び印刷等については、内容により政務活動と関連性を個別に判断し必要な按分によって支出すること、広報紙については政務活動に明らかに関連しないものを除いて支出可能であること、政務活動と無関係な内容が含まれている場合は紙面の面積に応じ適切に按分することとされていることから、当該会派又は交付対象議員から広報紙を見せてもらい、政務活動と明らかに関連しないものがある場合には、その按分率を確認している。また、事務所費では、政務活動事務所としての使用を議員本人に確認の上、議長宛てに提出される政務活動事務所台帳や賃貸借契約書の写しをもって事務所の使用を確認している。

令和4年度の政務活動費交付分では、市議会全体で6,200件強の支出があり、その一件一件について、ミスを防ぐため複数人によるダブルチェックにより形式的要件の点検・確認を行っている。

議会局による点検・確認作業が終了したら、情報公開条例に規定する不開示情報をマスキングするが、6,200件強の支出の一件一件について、こちらもミスを防ぐために複数人によるダブルチェックにより作業を行っている。

(4) 収支報告書等の閲覧であるが、6月30日から一般の閲覧に供している。

次に、「8 職員措置請求書の内容について」(1) 秋田恵元議員に関するものについて説明する。

アであるが、請求人が提出した職員措置請求書は、当該元議員の広報・広聴費における広報紙及び事務所費における事務所に関する内容であるが、広報・広聴費に関して、指針では、広報紙等の作成及び印刷等については、内容により政務活動と関連性を個別に判断し必要な按分によって支出すること、広報紙については政務活動に明らかに関連しないものを除いて支出可能であること、政務活動と無関係な内容が含まれている場合は紙面の面積に応じ適切に按分することとされており、当該元議員の広報紙の内容については、事務局による点検・確認作業で確認している。

次に、イであるが、請求人が提出した職員措置請求書のうち、事務所費に関して、指針では、事務所とは、事務所としての形態を備えているものに限り、事務所としての実体については、使用実績、看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容、賃借目的等諸般の事情を総合的に考慮して判断すること、事務所の形態についてビル等の一室などの不動産を借りて個人事務所を開設している場合は賃借料、光熱水費といった維持管理費、事務費の支出が可能であるとされている。また、事務所への政務活動費の支出を行うに当たり、指針では、政務活動事務所台帳と賃貸借契約書の写しを議長宛てに提出することとされており、当該元議員からは同台帳及び賃貸借契約書の写しが提出されている。

なお、令和4年11月4日付で公表された川崎市職員措置請求によれば、川崎市監査委員は、令和3年度の秋田元議員の事務所費に関して、事務所の101号室は事務所として一定の形態が整えられていることを認めており、事務所の201号室も令和3年7月9日以降は事務所としての一定の形態が整えられていたものと推認している。

次に、ウであるが、議会局では、当該元議員から提出された支出伝票及び領収書等を点検・確認したところ、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤りの確認のほか、書類の記載・押印漏れや添付書類の不備といった形式的要件を点検・確認し、違反・誤りや書類の不備のないことを確認している。また、個々の支出について、指針を踏まえた支出であることを当該元議員から確認している。

説明は以上である。

※関係職員の陳述の要旨をまとめている。

政務活動費に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 100 条

1～13 略

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

17～20 略

2 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年川崎市条例第 11 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（会派及び議員の責務）

第 2 条 会派（所属議員が 1 人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。

（交付の対象及び額）

第 3 条 政務活動費は、議長に結成の届出があった会派及び当該会派の議員（次項の規定により 50,000 円の額を選択した会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。

2 会派に対する政務活動費の月額額は、450,000 円又は 50,000 円のうちから各会派が選択した額に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

3 交付対象議員に対する政務活動費の月額額は、400,000 円とする。

4 第 2 項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。

（交付の方法）

第 4 条 政務活動費は、規則で定める政務活動費の交付日（以下「交付日」という。）における会派及び交付対象議員に対して交付するものとする。

2 前条第 2 項の所属議員数は、交付日における各会派の所属議員数とする。

3 各会派の所属議員数の算定については、同一議員につき重複して行うことができない。

4 交付日において次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該交付日の属する月分の政務活動費については、当該事由が生じなかったものとみなす。

(1) 議員の任期満了

(2) 議会の解散

(3) 議員の辞職、失職、死亡又は除名

(4) 議員の所属会派からの脱会又は除名

(5) 会派の解散

(6) 議員の会派への加入

5 新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第 1 項の規定による申請があった場合で、当該申請のあった日が、その日の属する月の交付日前であるときは当該月分の政務活動費から、当該交付日以後であるときは当該月の翌月分の政務活動費から交付する。

6 一般選挙が行われたため、新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第 1 項の規定による申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、当該申請のあった日の属する月分の政務活動費から交付する。ただし、当該月分として、既に政務活動費が交付されている場合は、

この限りでない。

(交付の申請及び決定)

第5条 会派の代表者(所属議員が1人である場合にあっては、当該議員をいう。以下同じ。)及び交付対象議員は、その年度における政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。

(変更の届出)

第6条 会派の代表者及び交付対象議員は、前条第1項の規定により申請した事項について変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を市長に届け出なければならない。

(増額の申請及び決定)

第7条 前条の場合において、会派の所属議員の数の増加に伴い、政務活動費の増額の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者に通知しなければならない。

(減額等の決定及び通知)

第8条 市長は、第4条第4項第1号、第2号若しくは第5号に該当する事由が生じたとき、又は第6条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る変更が第4条第4項第3号若しくは第4号のいずれかに該当するときは、政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないこととすることができる。この場合において、所属議員が1人である会派の当該所属議員が同項第3号に該当したときは、同項第5号に該当するものとみなす。

2 市長は、前項の規定により政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないことを決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。ただし、第4条第4項第1号、第2号又は第5号に該当する場合で、交付しないこととしたときは、この限りでない。

(経理責任者の設置等)

第9条 政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。ただし、所属議員が1人である場合は、当該議員がその職務を行うものとする。

2 交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第10条 政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う政務活動(調査研究、研修、広報、広聴(市民相談を含む。)、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。次項において同じ。)に資するため必要な経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に資するため必要な経費に充てることができるものとする。

(収入及び支出の報告等)

第11条 会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、前年度の交付に係る政務活動費の収入及び支出についての報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 前項の規定により収支報告書を提出する場合においては、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類(以下「領収書等」という。)の写しを添えて、提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定による収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)の提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。

(剰余金の返還)

第12条 会派の代表者及び交付対象議員は、交付された政務活動費に剰余金が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に返還しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第 13 条 市長は、会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定め違反したものであると認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則で定めるところにより、その旨を会派の代表者又は交付対象議員に通知するものとする。

(政務活動費の返還命令)

第 14 条 市長は前条の規定により、政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、規則で定めるところにより、会派の代表者又は交付対象議員に期限を定めて、既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

第 15 条 議長は、第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定により収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報（川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第 1 号）第 8 条に規定する不開示情報をいう。）が記録されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない。この場合において、当該収支報告書等の写しの請求があったときは、その写しを交付しなければならない。

2 前項の規定による収支報告書等の閲覧に係る手数料は、無料とする。

3 第 1 項の規定による収支報告書等の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、その写しを請求する者の負担とする。

4 第 1 項の規定により収支報告書等を閲覧し、又はその写しの交付を受けた者は、それによって得た情報を適正に用いなければならない。

(準用)

第 16 条 第 11 条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「前年度」とあるのは「会派が解散し、所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった年度」と、「毎年 4 月 30 日までに」とあるのは「速やかに」と、第 12 条、第 13 条及び第 14 条の規定中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 略

別表（第 10 条関係）

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅

	に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	費等
4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6 資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7 人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8 事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9 事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

3 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成 13 年川崎市規則第 16 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年川崎市条例第 11 号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（交付日）

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める交付日は毎月 10 日とする。ただし、その日が川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第 16 号）第 1 条第 1 項に掲げる市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の前日を交付日とする。

2 条例第 4 条第 6 項（ただし書を除く。）の規定により政務活動費を交付する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、市長が指定する日を交付日とする。

（政務活動費交付申請書及び政務活動費交付決定通知書）

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定による申請は、政務活動費交付申請書（会派用）（第 1 号様式）又は政務活動費交付申請書（交付対象議員用）（第 1 号様式の 2）によるものとする。

2 条例第 5 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第 2 号様式）によるものとする。

（政務活動費交付申請事項変更届）

第 5 条 条例第 6 条の規定による届出は、政務活動費交付申請事項変更届（会派用）（第 3 号様式）又は政務活動費交付申請事項変更届（交付対象議員用）（第 3 号様式の 2）によるものとする。

（政務活動費増額交付申請書及び政務活動費増額交付決定通知書）

第 6 条 条例第 7 条第 1 項の規定による申請は、政務活動費増額交付申請書（第 4 号様式）によるものとする。

2 条例第 7 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費増額交付決定通知書（第 5 号様式）によるものとする。

（政務活動費減額等決定通知書）

第 7 条 条例第 8 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費減額等決定通知書（第 6 号様式）によ

るものとする。

(請求書の提出)

第8条 会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、当該月分の政務活動費について、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号。以下「金銭会計規則」という。）第82条の規定により請求書を提出しなければならない。

(支出の手續及び書類の保存期間)

第9条 条例第10条に規定する経費の支出は、会派にあっては会派の代表者の決定を経て経理責任者が処理し、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が処理するものとする。

2 経理責任者及び交付対象議員は、経費を支出したときは、領収書その他の支出を確認する書類（以下「支出確認書類」という。）を徴しなければならない。この場合において、支出確認書類を徴することができないときは、会派にあっては会派の代表者、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が作成する支払証明書（以下「支払証明書」という。）をもってこれに代えることができる。

3 経理責任者及び交付対象議員は、毎年度、会計帳簿を調製し、前項に規定する支出確認書類及び支払証明書を整理した上、これらを収支報告書を提出した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(政務活動費収支報告書)

第10条 条例第11条第1項の規定による収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書（会派用）（第7号様式）又は政務活動費収支報告書（交付対象議員用）（第7号様式の2）によるものとする。

(剰余金の返還)

第11条 条例第12条の規定による剰余金の返還は、市長の発行する納付書により、速やかに行うものとする。

(交付の決定の取消通知)

第12条 条例第13条の規定により政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、取消しの内容及び理由を記載した書面により通知するものとする。

(返還命令)

第13条 条例第14条の規定による返還命令は、返還の期限その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 条例第14条の規定による政務活動費の返還は、金銭会計規則第52条又は第60条の規定により行うものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

第14条 条例第15条第1項の規定による収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から、議会局において休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで行うものとする。

2 前項の収支報告書等を閲覧する者は、当該収支報告書等を汚損し、又は破損することがないようにしなければならない。

3 条例第15条第3項に規定する収支報告書等の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。

(準用)

第15条 第9条第3項及び第10条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第9条第3項中「経理責任者」とあるのは「経理責任者であった者（所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 略